

雨森芳州と対馬藩「韓語司」における学校運営をめぐって

松原, 孝俊

九州大学比較社会文化研究科国際社会文化専攻・アジア言語文化講座

趙, 眞璟

九州大学比較社会文化研究科国際社会文化専攻・アジア言語文化講座

<https://doi.org/10.15017/8595>

出版情報：比較社会文化. 3, pp.149-159, 1997-03-01. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン：
権利関係：

雨森芳州と対馬藩「韓語司」における 学校運営をめぐる

松原孝俊*
趙眞璟**

キーワード：朝鮮語教育史・雨森芳州・対馬藩朝鮮語通詞養成スクール・学校運営・コースデザイン

一 はじめに

本稿の目的は、対馬藩が享保12年(1727)に開設した朝鮮語通詞養成機関「韓語司」創立時の学校運営等に関して、朝鮮語教授法の観点から分析することにある。

そもそも江戸時代の対馬藩における「朝鮮言葉」を解する通詞は、朝鮮国との対外交渉の最前線で活躍する外交官役を務め、

[資料1]「朝鮮ニ相勤候御役人館守裁判一代記ハ勿論の事に候〜(中略)〜、其外ニハ隣交之儀、通詞より切要なる役人ハ無之候」(長崎県立対馬歴史民俗資料館蔵写本『朝鮮御通交ニ付雨森東五郎存寄』)

のように、「御隣交之御役」(『詞稽古之者仕立記録』「通詞仕立帳」)と考えられた。なるほど

[資料2]「朝鮮向之御役目相務候人数多有之内、通詞之義ハ身分輕御座候而も、役目ハ大切成事ニ奉候。」(雨森芳州「韓学生員任用帳」)

であったものの、藩内において家老にのみ許された錦服であったが、例外的に通詞にもその着用が許可され、特別に遇されたという(小倉進平, 1934年, 73頁)。しかしながら朝鮮語学の大先達である小倉進平でさえも、およそ70年経過した明治維新前の対馬藩における朝鮮語教育の実態に関する知識は、ほとんど無かったようである。

[資料3]「当時まで(明治4年…筆者注)の対馬に於ける朝鮮語研究機関を見るに、特別に語学所とか語学研究所など称するもの無く、厳原在住の勤番通事なる者が其の家塾にて子弟を教育した」(小

倉進平, 1934年, P72)

と説明しているにすぎず、慧眼な小倉進平にしてもほとんどその実態を知らないままで、わずかに「勤番通事なる者が其の家塾」での朝鮮語学習があったと報告しているだけである。これは、明治初期に設置された厳原語学所と釜山草梁語学所で朝鮮語教育を受けた、当時78歳の中村庄次郎翁の思い出話を書き留めたものであるが、中村翁の追想によると、幕末・維新初めの朝鮮語教育は、その教わった言語が「京城(現在のソウル)の標準語」であったこと、そして先生は朝鮮人ではなくすべて日本人であったこと、雨森芳州が著したという『交隣須知』と『隣語大方』などを教科書として利用したという。

すでに筆者は、田川孝三や田代和生などの先学の業績に導かれながら、この「韓語司」の設立経緯に関する小論を、別稿で発表したことがある^(註1)。その結論は再述しないものの、享保12年9月1日に開学された「韓語司」の設立には、当時対馬藩内において儒学者として令名の高かった雨森芳州が大きく関与していたことを特筆しておきたい。藩に対する芳州の提言なくして、「韓語司」はとうてい開学の道をたどれなかったからである。

そもそも享保年間と言えば、天和3年(1683)の「上せ銀の禁止」が大打撃となって取引量が減少した朝鮮貿易の不振、さらには藩士への米給付もままならない対馬藩の慢性的な構造的財政難に加えて、樋口孫左衛門・杉村伊織らの専横政治、農民からの年貢・公役銀の未納入、さらには藩主の目まぐるしい交代による一貫しない政策、上方商人

* 国際社会文化専攻・アジア言語文化講座

** 国際社会文化専攻・アジア言語文化講座・大学院生(博士課程)

からの借銀の増大、正徳の朝鮮通信使来聘時の大幅赤字の積み残しに加えて、幕府からの潤沢な拝借金・下賜金（「御大願」）などもまったく期待できず、対馬藩の財政状態は破綻寸前の実に苦難な時期であった。芳州の「ざざいぶくの財政」という言は、言い得て妙である（森山恒雄，1973年，1020～1056頁）。

それゆえに、たとえ対馬藩の「家役」である朝鮮との外交交渉に欠かすことのできない有能な通詞が不足しがちであったとしても、経費削減・藩の財政再建を図ろうとする重臣たちを説得し、新たな外国語学校設立に至るプロセスには、難問が続出したに違いない。少なくとも財政事情の好転が望めない中であって、学校の開設という新規の財政負担の増加は、経常支出の削減さえ必要な時期であって、藩の方針と全く相反するものであった。

そうした緊縮財政を余儀なくされた対馬藩内において、朝鮮語学習機関である「韓語司」の設置が認められた理由に関しては、次の通りに指摘しておいた。

- ①有能な朝鮮語通詞の絶対数不足は衆目の一致するところであり、その養成の急務は対馬藩全体の共通認識になりつつあったこと。
- ②朝鮮語通詞は武士の中から選ばれたのではなく、主に町人出身であったために、商業会話が巧みでも、漢学に対する素養に著しく欠けており、科挙（訳科）に及第した朝鮮側の日本語訳官との対比でも、かなり見劣りしたこと。
- ③ハングルを解読できない通詞がいると知った芳州と驚きと、その通詞の中に藩内での通詞の最高ランクに位置する「大通詞」も含まれているという事実を知るにつけ、通詞養成のための体系的教育の実施を芳州が痛感したこと。
- ④日朝間の過去の不幸な事件（「壬辰大乱」など）は両国のコミュニケーション不足を理由に発生したとも考えられ、朝鮮側の日本語通詞ばかりでなく、日本側の朝鮮語通詞「之れ無き候而ハ、隣好之間、其の恐れ無きにしも非ず候」というように、互いの言語習得によるコミュニケーションなくして、「隣好」意識も相互に生まれないと考えたこと。（松原・趙，1997年-A）

以上のような四つの理由を元にして、芳州はやむにやまれぬ思いを胸に秘めて、享保5年に『韓学生員任用帳』を書きあげて、「韓語司」設立を強力に提議したと考えて良いはずである。その芳州の胸中を知る手掛かりは、次の文によく伺える。

〔資料4〕「惚体朝鮮通事之義物にたとへ申見候時、古館之時分ハ自然生のこともやし候ニ不及、しかも味よろしきものにて御座候。新館ニ成候以後ハ、かしこに有候ものをここに移したるこ

とく、味は少シ不宣候へとも、まつハ自然ニ大ニ違たるにもあらず候。今日ニ至候而ハ御もやし被成候ハ、若も連続仕候義も可有之候哉。左無之候ハ、自然生ハ申ニ不及、かしこより移るべき物も無之、断絶可致より外ハ有之間敷候、たとひもやされ候而も、其上之養足り不申候ハ、生育不仕筈ニ御座候。此道理を以御考被遊度御事ニ奉存候」（『詞稽古之者仕立記録』「通詞仕立帳」、泉-303頁）

この提言が示された『韓学生員任用帳』の作成は享保5年(1720)頃であるが、その年の前年である享保4年(1719)には、徳川吉宗の將軍襲職を祝う第9回目の朝鮮通信使である正使洪致中以下475名の一行が来日し、また9年前の正徳元年(1711)にも第8回目の朝鮮通信使・正使趙泰億以下500名もの人員が將軍家宣の襲職を祝賀するために来日している。雨森芳州が元禄2年(1689)に対馬藩に藩儒として職を得てからでも、このように2度にわたり朝鮮通信使の来聘を経験しており、しかも彼は共に大任を背負って通信使一行と同道し江戸へも往還している。500名にも及ぶ通信使の迎接に当たる通詞が無能であれば国辱であり、また有能な通詞の大量確保は、芳州のみならず対馬藩の切実に痛感したと考えるべきである。

その上に、正徳の朝鮮通信使と言えば、周知の通り新井白石の改革に伴う「出発前より朝鮮廟堂における紛議、出港直前の新国書授与、江戸での国書をめぐる論争、前例のない国書の相互返却、対馬での最終国書の交換等」（三宅英利，1976年，427頁）の重大事件が相続く異例な使行であった。難問続出する中で、単に対馬藩のみならず日朝両国の通詞は外交交渉の場での翻訳のみならず、その下交渉に奔走したに違いない。それだけに日本側の朝鮮語通詞に要求された語学的能力・外交交渉能力・問題解決能力などの高さは、それが増すことはあっても、決して減らされるものではなかった^(註2)。

しかしながら対馬に「韓語司」が開設されたのは享保12年(1727)であった。雨森芳州が再三再四藩の重臣たちに建議をし、

〔資料5〕「兎や角申候内二月日相立必至と相支候時に成り候而ハ、急ニ通詞出来可仕様無之候得ハ、何とそ早く思召被立候様ニ有之度御事ニ存候」（『韓学生員任用帳』）

とまで嘆願に近い上申書を差し出したにもかかわらず、七年の間、藩の重臣たちは慎重に「韓語司」設立の必要性を検討した。想像を加えて述べるならば、藩の重鎮たちもその趣旨に原則的に賛成であったものの、財政難の藩内において新規の機関創設に反対する家臣からの反論をも念頭に置いた有効な理論的裏付けを求め続けたに違いない。この

憶説の是非はともかくとして、賛否両論渦巻いた藩内での論議に終止符を打ったのは、やはり芳州の強力な説得であっただろう。

さて、対馬藩「韓語司」の設立に至る過程で、当時55歳の芳州のさまざまな労苦を知る我々にとって、それだけに「韓語司」の運営と教育内容に対する芳州の思い入れは一通りのものではなかったと考えて良い。是が非でも成功させなくてはならないという彼の堅い意思が伝わるかのように、全力をあげて開設準備に奔走した。しかしながら、「韓語司」の構想が練り上げられる中で、芳州が関与すればするほど、藩内で芳州は誰からも一目置かれた人物であっただけに、彼の提案や指示に異論を唱えるものなどいる筈がなく、自然と芳州色の濃い学校管理・運営形態・教育内容にならざるを得なかった。しかも対馬藩内での随一の朝鮮語の精通者であるという自他共に認める藩儒・芳州のプラン以上の優れた「韓語司」設置案を提出できなかったのも事実であろう。

したがって、本論にはいる前に、芳州が受けた外国語教育の概略を知ることが決して無益ではないと考える。というのも芳州自らの実体験が絶えず参照されながら、「韓語司」でのカリキュラムが構想されているからに他ならない。彼は外国語学校での教育ではなく、まったく独学で朝鮮語を習得したために、彼ほど「韓語司」設立の必要性を感じていた人物は他になかったからでもある。

二 雨森芳州の外国語学習

雨森芳州：名は東五郎誠清，字は伯陽，号は芳州。寛文8年(1668)5月17日，近江国伊香郡高月町雨森に生まれ，宝暦5年(1755)に対馬にて没す。

この芳州に関する伝記的研究は，古くは，伊東尾四郎の研究があり(1910年)，簡略ながら要点を押さえて記述してある。最近でも上記した上垣外憲一(1989年)と上野日出人(1991年)の二書が刊行されている。芳州の伝記的研究は，すでにこの二つの定評ある先行研究に譲ることとし，将来に新資料が発見されない限り，これ以上の伝記的研究は不要であるといつてよい。

そこで，本稿の関心の枠内で，次に彼の経歴を辿ってみたい。つまり彼れの学問的軌跡と外国語学習歴に限定してである。

- ①貞享2年(18歳)：江戸に出て，木下順庵門下に入る。
- ②元禄2年(22歳)：対馬藩に召し抱えられる。
- ③元禄5年(24歳)：対馬に移住。
- ④元禄6年(25歳)：中国語稽古のために長崎に行き，白足恵庵に学ぶ。翌年，帰る。
- ⑤元禄9年(29歳)：再び，中国語稽古のために，長崎に

赴く。上野玄貞に学ぶ。

- ⑥元禄16年(36歳)：朝鮮語稽古のため，釜山倭館に赴く。
- ⑦正徳元年(44歳)：正徳の朝鮮通信使に同行し，上京す。国書復号問題の解決に奔走し，新井白石と論争す。
- ⑧享保4年(52歳)：享保の朝鮮通信使に同行し，江戸に行く。『海遊録』の著者・申維翰と交友す。
- ⑨享保6年(54歳)：朝鮮佐役を辞任。隠居す。
- ⑩享保9年(57歳)：側用人に就任し，逼迫した藩財政の再建に着手
- ⑪享保13年(61歳)：裁判役に任命される。このとき，『交隣提醒』を執筆す。享保15年，釜山から帰国。
- ⑫宝暦5年(88歳)：死去。

以上が芳州の経歴の一部であるが，我々の観点からすると，彼の外国語学習歴が中国語から始まっていることに注目して良いだろう。というのも鎖国時代の長崎にあって学習できるごく僅かな外国語の一つであった中国語学習体験なくして，後年の「韓語司」での朝鮮語教授法も考え出されなかったと考えるからである。

内野久策によると，芳州は

〔資料6〕「宗氏家業人帳に元禄五年十月二十四日右為学文へ差越度由木下順庵依頼長崎への御暇被遣候付，爰許為用意金子三十両人參五両被成下……，十一月朔日明日御当地発足，元禄九年五月二十八日雨森東五郎，吉田萬七，吉田亀之助右者願之通長崎へ被差越唐音稽古被仰付候事などあり」(『厳原藩の教育』『新対馬島誌』新対馬島誌編集委員会，1964年，785頁)

とあるように，長崎に遊学し，中国語を学習している。第一回の長崎行きは，元禄5年(1692)，第二回目は元禄9年(1696)にそれぞれ対馬を出立している。今，所在情報がないために，『宗氏家業人帳』の現物で確認できないだけに，引用文ですますしかないが，次の資料では，より詳細に長崎での中国語学習の様子を窺うことが出来る。

〔資料7〕「余廿三歳，初学唐話於心越師会下白足恵庵也，廿六歳適長崎授業於上野玄貞，至五十余年，其間能会音読与唐人一般者，只看得三人，一曰林道栄，二曰北山寿安，三曰积月潭，今即亡矣，」(『音読要訣抄』『芳州先生文抄』所収，泉-116頁)

この記事によって，彼の中国語の師匠は，第一回目が白足恵庵であり，第二回目は上野玄貞であったという^(註3)。

芳州関係の記録からは，彼の中国語学習の有様が分から

ないが、その当時の長崎での中国語学習法は、遠からぬ日時に別稿で論述する予定であるが、

初級レベル…表現文型の積み上げ方式

中級レベル…通詞作成の教材による会話・講読・作文など

上級レベル…中国の古典小説による高度な内容の読解であった。この中国語学習経験が芳州の朝鮮語教授法に採用されなかったという保証はない。むしろ芳州にとっては、唯一の未習外国語が中国語であっただけに、その学習経験が朝鮮語を学ぶ際にも積極的に生かされたはずである。良きにつけ、悪しきにつけ長崎遊学時代に学んだ白足恵巖と上野玄貞の二人の師と、そこに蓄積されていた中国語教授法のノウハウを参考にして、朝鮮語教授法を組み立てていっただろう。

なお芳州の著作を一覧しておきたいと思うが、既に関西大学の調査によって、247種類の著作リストが列挙してある(関西大学、1977年、45～69頁)。これによって芳州の全著作をほぼ網羅してであろうが^(註4)、これらの著作を通して知る芳州の教育論は、森山の言によると、「その教えるところは、『学は人たることを学ぶ所以なり』(『橋聴茶話』)と記すように、学問の真髄は人間たる道を習得することであると論し、その教育内容について、四書・小学と五経のうちの一教を、のちに大学を毎日二、三行か四、五行ずつ必ず講釈し、『暁り易くして且倦むことなきを要す』『暗誦を上となす、不能者必ず強て督さず』という方法で、生徒の自発的態度を主にし、乱読を戒めて教育した(森山恒雄、1973年、1014頁)という。

三 「韓語司」の学校運営

前章までの論議を踏まえて、本章では、学校の位置・朝鮮語学習の教授者・学校での学習時間・朝鮮語教授法・教材・補習授業などの様々な点に関して、各項目別に論述しながら、「韓語司」の学校運営の諸側面・実態を検討することとしたい。

学校の位置

享保12年8月28日付の家老杉村采女より平田源五郎への通達が残っており、学校に該当する「稽古場」の場所は、西山多右衛門が管理人として居住している「御使者屋」の「次之間」二間と定まった。

[資料8]「右者御使者屋次之間二間を今度六拾人子共朝鮮言葉稽古場ニ申渡。毎日津和崎徳右衛門・仁位文吉罷出、尤夫之者老人相付候付、火用心ハ不及申、住荒し不申、随分入念卒末ニ不仕様ニ申渡候得共、多右衛門儀ハ自由宅之事ニ候條、尚

又右之面々罷帰候節、毎度入念候様ニ可申付之旨被申渡候様ニと与頭中江書付を以申渡ス」(『詞稽古之者仕立記録』『通詞仕立帳』——泉289頁)。

この「御使者屋」が現在の長崎県厳原町のいづくに比定されるべきは、不明である。後考に委ねたい。

朝鮮語師匠

「韓語司」を実際に管理・運営するスタッフは、学校管理者1名、教員2名、宿直兼清掃担当者1名の、4名であった。

まず学校全体の監督・管理をする校長役は「惣下知」と呼ばれた。この惣下知の人選に当たっては、

[資料9]「惣御下知ハ御年寄様より御一人御世話被成」(『詞稽古之者仕立記録』『通詞仕立帳』——泉283頁)

とあるように、芳州の希望通りに、年寄衆(数名の家老による合議制)推挙の人物が選出され、彼によって学校の運営と管理が進められることとなった。家老推薦人事とはいえ、初代の惣下知の任命に当たっては、十分に芳州の意向を反映したはずである。

[資料10]「越常右衛門

右者此度町六十人の子共へ朝鮮言葉稽古被仰付候付惣下知被仰付候。雨森東五郎茂此段発趣之事ニ候間、諸事申談可相務旨可被申渡候

八月十五日 年寄中

組頭衆中

(『詞稽古之者仕立記録』——泉285頁、及び『類聚書抜』第九)

越常右衛門の旧姓は、塩川。父の塩川伊右衛門は、貞享2年(1685)設立の藩校「小学校」の初代師範として大阪から招聘されるほどの著名な漢学者であった。その子の越常右衛門は若くして長崎で「唐音稽古」、つまり中国語を学習した経験を持つ逸材であった。その後、常右衛門は対馬藩内で「朝鮮方添役」を拝命し、享保6年(1721)には日朝交流史に関する有名な『分類紀事大綱』全37冊を編纂した。

このように寛永12年(1635)から正徳3年(1713)までの対馬藩を主軸とした日朝関係史に精通し、しかも釜山倭館と対馬藩朝鮮方との往復書類などを整理した経験を持つ越常右衛門であったが、さらに彼は中国語に精通し、語学学習が何であるかを知っており、韓語司の惣下知に最適な人物であった。

しかしながら任命された当日に、即座に越常右衛門は辞退願いを藩に提出している。

[資料11]「越常右衛門

右者此度町六拾人之子共江朝鮮言葉稽古被仰付
惣下知之儀申渡候処、委細口上書を以御断被申
出、朝鮮言葉等茂不存、其上不堪能ニ有之、導
之筋存寄も無之ニ付、傍難相務由紙面之趣承り
届候、乍然吟味之上被仰付たる儀候間、導等之
筋ハ雨森東五郎江諸事遂相談、乍苦勞相務様ニ
可被申渡候、依之御断之書付差返候

八月十五日 年寄中
与頭衆中
〔『詞稽古之者仕立記録』——泉285～286頁、及
び『類聚書拔』第九〕

この書類による限り、越常右衛門は朝鮮語に不案内である
との理由を前面に押し出して、強く辞退しているようであ
る。確かに漢学者の家に生まれただけに、常右衛門は中国
語を熱心に勉強するように勧められても、朝鮮語を学習す
る環境になかった。彼が朝鮮語を全く知らなかったことは、
事実であろう。しかしながら越常右衛門の経歴からすれば、
彼が惣下知を拒否できる立場にはなかったはずである。衆
目の一致するとおり、越常右衛門はだれよりも対朝鮮問題
に精通し、だれ以上に「誠信外交」の必要性を認識してい
たに違いないからである。しかし彼はその職への就任を拒
否したのであった^(註5)。

ところで、初代惣下知のポストに誰が座るかという問題
に拘りすぎる感も無くはないが、その大きな理由は、惣下
知こそが韓語司の実質的な運営責任者であったはずである
し、また彼の教育理念が朝鮮語学習カリキュラムに大きく
反映されるに違いないと予測したからであった。しかし実
際には越常右衛門の就任拒否によって、芳州が描いたプラン
通りに行かず、思いもかけず彼自身が学校運営や教員人
事、さらには学生たちの学習目標到達度などのチェックを
直接に担当しなくてはならなかった。

その芳州が白羽の矢を立てた「詞師匠」は、当時20歳の
仁位文吉であった^(註6)。文吉の語学的才能は群を抜く素晴
らしさであったようで、

[資料12]「稽古仕候所、朝鮮言葉得方ニ有之、諺文等も如
形覚候付、朝鮮へ差渡後、相応之御扶助被成下
小田三清小松原権右衛門より以書付申出候」
〔『類聚書拔』第九、「通詞宛行増減一」享保五年
十一月五日の条〕

の如き、対馬藩通詞の評が残されている。彼の朝鮮語の運
用能力は釜山倭館に渡海し、そこでの滞在で、ますます磨
きがかかった。文吉15歳の享保7年(1723)9月1日に、
彼は「稽古通詞」となっている。文吉と同時に稽古通詞に
ついたのは、後日享保19年3月18日に第2代「詞師匠」と
して活躍した吉松清右衛門であった〔『詞稽古之者仕立記
録』、泉-297～298頁〕。この初代の仁位文吉にせよ、第2

代の吉松清右衛門の「韓語司」詞師匠への登用にせよ、伝
統的な門閥世襲制を排し、たとえ若者であろうと、前途有
望であれば積極的に取り立て、個人の勤功才能主義と信賞
必罰主義に立つ芳州の面目が如実にうかがわれるものであ
る。その後、享保18年5月には、大通詞小田四郎兵衛の推
挙によって、文吉は本通詞に昇進した〔『類聚書拔』第九、
「通詞宛行増減一」享保十八年五月十七日の条〕。仁位文吉は
親譲りの語学的才能に加えて、彼の長年の精進もあつた
だろうが、彼の語学力のすばらしさは衆目の一致するところ
であったようである。芳州の目にも、仁位文吉以外の人物
はさぞや気に入らなかつたに違いない。その文吉の韓語司
「詞師匠」(別称「提調」)就任は、実に当然な人選であつ
た。

ところで初代副提調には、津和崎徳右衛門が就任した。
彼は稽古通詞の中から選抜されたのだが、芳州の人選の根
拠は不明である。

[資料13]「 二季ニ式百疋宛 津和崎徳右衛門

右者朝鮮言葉稽古場ニ毎日罷出、若輩之者之内
習ひ候言葉を自身ニ書付得不申ものニ、一々書
付渡候様ニ可致之旨可被申渡候」

〔『詞稽古之者仕立記録』、泉-287頁〕

津和崎の主な役割は、詞師匠であった仁位文吉のあくま
でもアシスタントにすぎないが、「一々書付渡候様」とある
ように添削や教授補助を受け持たらしい。

第二代の副提調は、津和崎が釜山に派遣されたために、
後任として福山伊左衛門が享保13年12月10日に就任した。
その後、享保16年(1731)2月22日に第三代副提調に花田
重右衛門が任命された。

この詞師匠と副提調は、前述したように初代惣下知で
あつた芳州の管理下に置かれた。

[資料14]「去ル十五日(享保十二年八月)奉伺候通、通詞
稽古之儀弥申付候付、教様之次第、考様之次第、
委細雨森東五郎方へ参り承り候様ニと通詞并師
匠ニ可被申付と存候、此段達御耳候以上」〔『詞稽
古之者仕立記録』、泉-285頁〕

このうち、「教様之次第」とはカリキュラム、「考様之次第」
とは試験・評価方法などである。疑いなく教材や教授法な
どの詳細な点に渡つても、芳州の目が光っていたに違いな
く、若い二人の語学教師は、偉大な総監督のきめ細かい指
導に怖れつつも、それと同時に語学教育とは何かを学ぶ良
い機会となつたはずである。

稽古場への登校時間と授業時間

享保12年8月29日、つまり開校の前日のお触れが、家老
杉村采女より平田源五郎郎に対して、指示された。

[資料15]「 町奉行平田源五郎方へ以手紙申遣候ハ、朝

鮮言葉稽古之場所御使者屋次之間二間を相定候間、津和崎徳右衛門・仁位文吉へ来月朔日より罷出様ニ被申渡、勿論稽古之子共、朝辰中刻より罷出候様に可被申渡候」(『詞稽古之者仕立記録』「通詞仕立帳」-泉289頁)

この「朝辰中刻」、つまり午前8時頃の登校を求めている。この時間設定には、

[資料16]「唯今手習師匠ニ付置毎日師匠方へかよハせ候付、朝鮮言葉稽古場ニ出候而者右妨ケ候と存候事も可有之哉、朝鮮言葉稽古場之方ハ毎日暫時之事たるへく候間、手習ニかよひ候支ニ者罷成間敷候、夫ともに相支候訳も候ハ、追而者朝鮮言葉稽古之方ハハツ迄ニ被仰付事も可有之候、此段茂可被申聞置候以上。」(『詞稽古之者仕立記録』泉-284頁)

の配慮が働いていたが、対馬藩の藩校である「小学館」(貞享2年=1685)の「学校法式」にも、同様に

[資料17]「課式

- 一 辰の中刻より巳の下刻迄読書並に講釈
- 一 午の上刻より未の上刻迄手習〜(以下、略)

(『厳原藩の教育』『新対馬島誌』新対馬島誌編集委員会、1964年、780頁)

登校時刻を「辰の中刻」と規定していたので、二つの学校で時刻を合わせた措置であるといつて良い。

現在の時間割に該当する記録が一切残されていないので、登校後の訳生たちのスケジュールを知る手がかりはないが、それでも対馬藩の制度をそのまま踏襲した、明治維新直後に釜山に開設された「草梁語学所」の規定の中に、時間割に類する規定を見ることが出来る。それを参考にすると、午前9時に「出頭」したのち、

[資料18]

「復読	自午前九時至第十時
編文	自午前十時至第十一時
会館	自午前十一時至第十二時
	但十二時後三十分之間休憩
新習	自午前十二時三十分至午後三時」(『草梁語学所規則並等級人名書』『朝鮮事務書』所収)

であったという。

「復読」は、前日の復習・会話

「編文」は、講読・作文の時間、

「会館」は、会話の時間、

午前はこの三コースで終わり、三十分の休憩時間の後、午後には、

「新習」は「新しい単元の学習内容」

へと移った。このように1日のスケジュールはびっしりと組み立てられ、時間割上では、1日、5時間半も学習時間が作られたと思われる。その猛勉強が、毎日365日続いた。

この猛烈なスパルタ教育を担当する先生は、上記したように仁位文吉一人であった。その下にアシスタントが一人いただけであったので、発音・文法・講読・会話・朝鮮事情などの、すべての授業を二人が担当した。毎日の講義の予習・復習、作文などの添削指導、その上にテキストなどもない時代であったので、教材づくりと、二人の忙しさは殺人的だったはずである。

四 「韓語司」での朝鮮語教育

前章までで見たように、「韓語司」の管理・運営・教育者組織を作り上げた芳州は、次に朝鮮語の教授法に関しても、実に綿密に通詞養成計画案を練り上げている。

朝鮮語教授法

朝鮮語教授法に関する雨森芳州の指示は、次の一つが今に残されているだけである。入門期においては、

[資料19]「三四十日程之間、朝鮮言葉一句或ハ二句、読書二三十字、或ハ四五十字程宛、毎日教候而、生質之得方、不得方を試ミ、〜」(『韓学生員任用帳』泉-22頁)

とある。これだけの記述から芳州の考えの全貌を知り得ないが、この方法は要するにオーディオ・リンガル・メソッドを主とした練習方法であると思われる。入門期の、およそ一ヶ月の間、毎日、表現文型・構造文型を反復練習する方法(ドリル)で、少しずつ代入練習などへと拡大するやり方であろう。われわれの推定が、そう大きく正解からはずれていない証拠として、

[資料20]「凡教初学者量度才能或二三行或四五行多者不過、十行其專要暗記、不求速成者、在教人之法、合該如此一該也」(『芳州先生文抄』卷之二、「音読要訣抄」、泉-115頁)

として、中国語学習の例を挙げているが、『交隣須知』等の例文に見るとおり、本質的には朝鮮語学習も同様に取り扱うべきであると考えていたに違いない。

入門期・初級・中級の授業展開

入門期の教授者に対しては、最初からネイティブスピーカーが担当するのではなく、まずは発音がきれい、ハンブルを読み書きできる日本人が担当し、彼から教わった後に、その後ネイティブスピーカーの参加を芳州は求めている。

[資料21]「朝鮮音を以読書いたし候義ハ、最初より朝鮮人

へ習候而宜御座候へとも、朝鮮言葉ハ初進の内、先日本人へ稽古不仕候而ハ成不申候故、諺文を存候朝鮮言葉功者の三人、是又半生替ニ朝鮮へ被指渡、十人の者共へ指南指示仕候様ニ被仰付可然候。」(『韓学生員任用帳』、泉-25頁)

もっともこの芳州の指示は、今回の対馬藩韓語司創設に先立って提出された書類に書かれたプランであっただけに、どこまで実行されたかは疑わしい。しかし現実には釜山倭館ではなく、対馬において入門期の朝鮮語教育を実施せざるを得ず、必然的に日本人が教師となって朝鮮語を担当したとも考えられる。

ただし芳州独自の外国語教師論は特筆に値する。外国語教授法でのいわゆる「直説法」…学習者の母語や国際的共通語などの、学習の媒介となる言語を活用しないで、目標言語(朝鮮語)のみを利用して教える教授法…を採用すべきかどうか、注目すべき発言をしているからである。芳州の教育方針には、ネイティブスピーカーの導入時期は慎重さを要し、とりわけ入門期(「初進の内」)において、その導入が早ければ早いほど「話す技能と聞く技能」の養成には役立つものの、四技能のうちの残りの「読む技能と書く技能」には不適切であるという信念が存在していたと思われる。それゆえに、「ハングルを正確に読み理解する」ことを目標に、芳州の授業展開が組み立てられている限りでは、初級と中級段階では、

1. コミュニケーションのための準備段階

- ①文法的な正確さ
- ②発音の正確さ
- ③基本語彙の習得
- ④主要文型練習と反復
- ⑤文字の習得
- ⑥ドリルの導入による学習内容の定着

2. コミュニケーション能力の発展

- ①豊かな表現能力
- ②豊富な語彙力
- ③朝鮮貿易や朝鮮通信使来日時、さらには外交交渉などの、場面や状況に適した言語使用能力
- ④専門用語の習得
- ⑤文化的背景の理解

などが盛り込まれたコースデザインとなっていたはずである。

ところで対馬藩の朝鮮語教育の特色の一つは、韓語司惣下知による教育チェックシステムである。初代惣下知は朝鮮語の達人である雨森芳州であった。厳格な総監督である彼がいつも、目を光らせて、徹底的に「管理教育」を実施

したとってよい。

[資料22]「毎日習被申候言葉多少ニよらす、早速く別帳ニ記し、一月分毎月末ニ某方へ遣し可被申候。文字さへ見へ候へハ宜候間、清書ニ隙取不及延引候様ニ可被致候」(『詞稽古之者仕立記録』-泉308頁)

この記事にある「某方」とは、いうまでもなく芳州である。毎月末、芳州は「帳面の文字」を点検することによって、一月分の講義内容や学生の生活態度、各自の学習到達度などを調査したのであった。そればかりでなく、芳州の関心は詞師匠に対するチェックにも及んだはずである。想像にすぎないが、おそらく現在の「シラバス」に該当する書類も提出させたのではないだろうか。その推定の根拠は、

[資料23]「大通詞

通詞中

仁位文吉

右者今度六十人之子共へ朝鮮言葉被仰付、教様之次第、考様之次第、委細雨森東五郎ニ申談置候間、彼方江罷越得と承り指図之通可致候

八月二十三日

年寄中

平田源五郎殿

(『詞稽古之者仕立記録』、泉-287頁)

の記事にあり、カリキュラム(「教様之次第」)はすべて芳州に相談して決定し、すべて芳州の指示通りにするよう下命されている。初代の詞師匠は、当時20歳の仁位文吉であったので、彼の若さと情熱で創設当初の様々な困難を乗り越えることができたというものの、その若さゆえに老練な芳州の監視と指導も必要であったに違いない。

朝鮮語教材

元々のプランでは、雨森芳州は最初から現地釜山での教育を開始したいと考えていたが、対馬藩が恒常的な財政赤字から脱却できないままであったので、その通詞養成は対馬でしか実施できなかった。しかしその釜山倭館での語学トレーニングを実施するために、芳州が作成したプランは、たとえ机上のプランにすぎないとしても、その対馬藩「韓語司」に与えた影響は計り知れないものであった。これは教材においても、同様であると思って良い。『韓学生員任用帳』に見られる朝鮮語教材に関する記事を、次に摘出してみよう。

[資料24]「其方達之義、韓学之稽古被仰付候間、毎日坂下へ罷越、類合より始め、十八史略之読書朝鮮人へ稽古被至、朝鮮言葉□(ハ)初進之内、先教訓官へ指南を被受、無懈相務、朝鮮言葉ハニ

不及、学問迄御用ニ相立候様ニとの御事ニ候間、可被得其意候。委細以別紙申渡候已上。」(『韓学生員任用帳』, 泉-23頁)

- [資料25] 「一、毎日東向寺へ通候而、小学・四書・古文・三体詩之読書、次第を追而相務候事。
一、稽古用として、中束紙巻束・筆十本・墨三丁宛、年中銘々ニ成被下候事。
一、類合一部・十八史略一部宛、銘々御調被成被成下候事。
(『韓学生員任用帳』, 泉-23頁)

- [資料26] 「御町奉行所より教訓官へ被申渡候書付の趣別紙之書付
一、生員十人之者共、朝鮮音を以、類合・十八史略習覚候様被仰付候間、各被召連、毎日無懈怠坂下へ参候様ニ被致候事。一、物名冊・韓語撮要・淑香伝、此三部段々ニ指南可被致候。若輩者自身ニ覚書も不罷成者へハ、銘々帳面をとちさせ置、毎日被教候所を書付、可被相渡候。尤各義兼而朝鮮人へ右之書物得と被読習、清濁高低少の違無之様ニ指南可被致事」
(『韓学生員任用帳』, 泉-25頁)

の三カ所に、教材に関する記事が見いだせるが^(註7)、われわれの観点から、これらの記事を分析するならば、

- 朝鮮漢字音のトレーニング教材——『類合』・『十八史略』
- 朝鮮語教育の段階別教材——『物名冊』・『韓語撮要』・『淑香伝』
- 漢学教材——『小学』・『四書』・『古文』・『三体詩』の三種類の教材が記載されていると考える。このうち対馬島内の臨濟宗の僧侶で、日朝の外交文書を担当する役目(真文役)も持っていた倭館駐在の東向寺僧は、その歴代の僧侶が朝鮮語の素養を有していたとは考えがたいから、これらの書籍はあくまでも中国古典学の勉強と、習字の練習であったに違いない。文字通り「寺小屋」で学ぶ孔孟の学を学んだ筈であるから、今は「朝鮮言葉」に関連する教材のみに限っておきたい。

ここで思い出すのは、元文元年(1736)4月に、芳州が韓語司の稽古生に対して、「申渡候書付」の中で語る自らの体験談である。そこでは、

- [資料27] 「翌三十六歳之時、朝鮮江罷渡丸二年逗留、交隣須知一冊、酉年工夫一冊、乙酉雜録五冊、常話録六冊、勸懲故事諺解三冊仕立、其外淑香伝二冊、李白瓊伝一冊自分ニ写之、毎日坂之下へ参り令稽古、雨天之節者守門軍官又ハ通事を呼相勤候」(『詞稽古之者仕立記録』, 泉-308頁)

のである。芳州の血の滲むような体験(「命を五年縮候」)で習得した朝鮮語であっただけに^(註8)、かれが学習に用いた教材を、このたびの韓語司でも推奨していることは、興味深い。

さて、『交隣須知』以外の本は、その類似した書名の本さえ伝わっていない。「酉年工夫一冊、乙酉雜録五冊、常話録六冊、勸懲故事諺解三冊」などは不明な本と言わざるを得ない。この不明な本の中で、『全一道人勸懲故事』の第一、二巻は、すでに安田章が考証したように、芳州自筆写本の『全一道人』(1729年成立)の構成26条とほぼ一致する(安田章, 1964年)。したがって『勸懲故事諺解』は確かに現存しないが、『全一道人』に吸収されていったと考えてよい。ところがその『全一道人』の序文には、これまでに掲示した教材の名前とは違うものが、芳州の著作として並べられている。

- [資料28] 「ここに四部の書をゑらひ、はしめに韻略諺文をよみて字訓をしり、次に酬酢雅言をよみて短語をしり、次に全一道人をよみて其心をやしなひ、次に鞞履衣腕をよみて其用を達せしむ」(安田章, 1964年, 78頁)

この四冊の中で現存するものは、わずかに『全一道人』一冊だけであるので、残りの三冊に言及し得ない。しかしながらこの序文の中で、芳州は、四冊の教材がそれぞれ目的別に編纂されていると指摘している。つまり『韻略諺文』は漢字の朝鮮語の音読み、訓読みを学習できるように配慮してあったにちがいない。また『酬酢雅言』は短語(短文)を集め、学習効果を考慮して配列したものであったはずであり、その一つ一つのモデル発音を繰り返したり、あるいは例文の中の単語を入れ替えたりする代入練習用に使われたであろう。次に『全一道人』であるが、序文に「其心をやしなひ」とあるように、儒教倫理イデオロギーを知るために編纂されたものである。『勸懲故事』(明人汪廷訥・著)の日朝対訳を利用して、その日本語訳を要求する講読のためか、もしくは文法を教えるためのものであった可能性が高い。最後の『鞞履衣腕』は、書名からもその内容を知る手掛かりに欠けている。

- さてここまでで紹介した芳州の教材論をまとめてみると、
初級ランク…表現文型中心の教材(口頭練習法の採用)
朝鮮漢字音学習教材(3000漢字)
朝鮮語語彙(500語程度)

中級ランク…会話・講読教材

上級ランク…古典小説(文法訳読法との併用)

と整理できるはずである。こうした芳州の朝鮮語教育における教材とカリキュラムは、上記した中国語学習での自身の経験とまったく重なり合うものである。

これらの教材は印刷技術など発達していない当時である

ので、各自が筆写することが原則であった。藩からの支給品は次の通りであった。

[資料29] 「 中結紙式束
日本墨式挺 壹ヶ年分相定ル
求請筆拾本 」
〔『詞稽古之者仕立記録』, 泉-288頁〕

課外授業

継続的な学習意欲などを持たない学生が、しだいに勉学に打ち込むことなく、学習成績の低下が見だつようになることは、古今東西全く同じである。こうした教授者側の頭痛の種である、いわゆる「落ちこぼれた」学習者に対する課外トレーニングの規定をも、雨森芳州は発案し、実行に移そうとしていたようである。

[資料30] 「若輩者自身ニ覚書も不罷成者へハ、銘々帳面をとちさせ置、毎日被教授所を書付可被相渡候。」
〔『韓学生員任用帳』, 泉-25頁〕

この方式は各自の帳面（ノート）を閉じさせておき、その日に学習した内容を復読・フィードバックさせながら、学習内容を定着させるものである。どこまで実効性のあった学習支援システムであるのか分からないが、間違いなく芳州式課外授業は、「韓語司」の場において採用され、実行に移された。

五 まとめにかえて

芳州の発案で開設された韓語司は、享保12年にスタートをしてから、その後江戸時代を通じて、何度稽古生を募集し、そこに何人の稽古生が入学し、何人の通詞が誕生し、またそこでどのような朝鮮語教育が実施され、何人の詞師匠が教え、どのような評価法がなされたかなどに、ほとんど知る手掛かりがない。それでも幸いにも『朝鮮詞稽古御免帳』が残っており、宝暦4年(1754)から天明元年(1781)までの小田助三郎ほか66名の稽古札取得者の名が記してある。

幕末までの対馬藩韓語司の動向は知り得ないが、明治政府の報告書の中に、

[資料31] 「 朝鮮通詞ニ附省議
韓語通弁ノ儀ハ元巖原市人ノ中或ハ世襲ノモノ
或ハ一時其道ニ執心ノ幼道輩ヲ支給シ置成年熟
業ノ薄夫役名を付シ韓地及大坂長崎等ニ在
勤為致候テ苗字帯刀等差許シ有之候得共、畢竟
市籍ノモノニテ近年ニ至リテハ別テ賃利中ヨリ
給シ来候儀ニ候」〔『朝鮮事務書』第13巻51丁ウ〕
とあり、しかもその通詞は「現今三十余人」であると伝えている。但しこの報告書の欄外には、対馬藩の通詞の総数

に関して、本文とは別筆での「大坂・長崎・対馬・朝鮮ニ配置の人員約二百六名あり」という書き込みがあるが、この数字の根拠は明白でないのが残念である。しかも少しこの数字は誇張にすぎるとの嫌いがあり、俄に信じがたい。

どうしても幕末までの対馬藩朝鮮語学校の運営状況を知ることが、現在の資料からだけでは困難であるが、それに比して幸いにもこの外国語学校の誕生時に関して、相当詳細に知ることが出来たのは、その産婆の役を雨森芳州が果たしたからであり、メモ魔に近い彼の性癖と、その頃から対馬藩内で「記録の時代」に入っていたからである。これはまったくの僥倖といわざるを得ず、それ以降にさしたる記録類が残されていないところを見ると、スタート時の芳州の指示通りに、時代が下って行っても、組織や学校運営・カリキュラムなどに大幅な変更や修正が加わることなく、幕藩体制下によくあった前例主義を墨守して、無難に運営されたためであったと推測しても、なんらかまわらないように思われる。

そこで、われわれに残された問題として、次の二つの方針を立てて、対馬藩韓語司で実施された朝鮮語教授法やカリキュラム・学習項目などに関して、可能な限りそれらの復元作業に着手することにしたい。その二つの方針の一つとは、創立から閉鎖に至るまで一貫して韓語司は芳州の指示通りに運営されたという我々の見通しが間違っていなければ、再度芳州の著述の中に彼の外国語教育論を辿りながら、かれの教授法を知ることであり、他の一つとは、現在に残る対馬藩系朝鮮語教材を網羅的に収集することで、その教材分析を通して、朝鮮語教授法的一端を知ること努めるやり方である。後日を期したい。

註

- (註1) 松原孝俊・趙真瑋, 1997年-Aで簡述した。
(註2) なお交渉相手の朝鮮側の訳官(通詞)は、当時あって名高い日本語の名手の崔尚集であった。彼の名訳が芳州の記憶に残ったことに間違いない。
(註3) もっとも[資料6]と[資料7]の二つは、芳州の中国語学習時期について食い違いがあり、今そのいずれが正確であるかをすぐに判断できない。
(註4) これ以上の目録はないとはいうものの、それでも管見の範囲内で偶目した、
雨森芳州『芳州先生詩文和歌集』十六巻、付録一卷(筑波大学図書館所蔵)
雨森芳州『韓学生員任用帳』一冊、檢垣元吉旧蔵、(九州大学中央図書館六本松分館所蔵か?)
雨森芳州『対鮮交通意見書』写本、一冊、68丁(九州大学文学部国史学研究室所蔵、図書番号:120747)
などの洩れに気付いている。いまだ芳州の全著作リストは完成していない現状にあり、これは今後の課題として残しておきたいと思うが、

[資料32] 『橘窓茶話』『大王連草』『治要管見』『勅懲定式』『一字訓』『斛一件記録』『交隣始末物語』『陶鋳規模』『芳州口授』『橘窓文集』『交隣提醒』『鷄林聘事録』『朝鮮風俗考』『加信記聞抄』『朝鮮大晰録』『天竜院公実録』『図書改惣論』『全一道人』『交隣須知』『隣語大方』

などの主な朝鮮関係資料だけは、その名を確認しておくこととする。

(註5) 越常右衛門の辞任劇は、常識的に考えると、惣下知職のメリットが高くないことや芳州への遠慮などからであると推定すべきだが、それ以上に別の理由があったのではないだろうか。次は、筆者の一つの推論である。

享保6年(1721)には、渡海訳官使による密貿易事件(潜商)が発覚したが、この潜商事件の渦の中に二人の人物、雨森芳州と越常右衛門の二人が大きく巻き込まれ、結果的にはそれぞれが対立的な役割を演じることとなった。そもそも渡海訳官使とは、幕府や宗家の慶事や弔問などのために対馬に派遣される朝鮮からの使臣である。時には、この名目の下で派遣されながら、日朝外交交渉の実務者会談を行うのが通例であった。享保六年のことであるが、正使・崔尚集をはじめとする訳官一行65名が対馬に到着したが、この一行が組織ぐるみで密貿易を行っていたのである(田代和生、1994年参照)。密告から露見したこの事件であったが、事態の深刻さに藩内の意見は二分した。法治主義の考えから断固たる処罰をすべきであるとする芳州・松浦霞沼らにたいし、訳官として長年朝鮮と対馬との間ではたした彼らの功績と労苦を評価して、今回は穏便に済ますべきであるとする陶山訥庵が対立した。十数日に渡る激しい応酬が藩内で繰り広げられた後、藩主の採決は陶山訥庵の考えを支持するものであった。いったんは朝鮮側の通詞たちの犯罪は犯罪としても、彼らの弱みを掴んで置けば、それ以後の日朝外交が対馬側に有利に展開できるとの打算が働いたためであった。

田代和生の研究によってその全貌が解明されたように、事実、この潜商事件の最中に、幕府からの朝鮮薬材調査命令が届いたとき、かれら朝鮮通詞たちは対馬藩からの暗黙の圧力を受けて、精力的に協力しなくてはならなかった。この事件では、越常右衛門は陶山訥庵側に立ち、むしろ藩命にそって朝鮮の日本語通詞たちと協力して朝鮮薬材調査の中心人物となって活躍したのであった。しかし芳州は激しく反論し、その意見が聞き入れられないと知るや、犯人の朝鮮人通詞たちが帰国した6月18日から十日たった、同月28日に「朝鮮方佐役の御役御免願」を藩に提出し、いわば辞表をたたきつけたのであった。同年7月26日に芳州の辞任は許可されたが、それまで芳州は越常右衛門とともに、朝鮮薬材調査を共に実施し、時の將軍徳川吉宗に提出すべき報告書を作成中であった。二人の関係は実に仲良く、また作業のパートナーとして最高の人材であった。しかし潜商事件発覚を境として、二人は袂を分かつこととなった。二人で朝鮮通詞を訪問し、有用植物調査をしていたのにもかかわらず、その関係は完全に断ち切られてしまった。幕府からの厳命がある以上、調査報告書を完成しなくてはならない越常右衛門は、事件後は芳州の協力も得られないままで、一人で作業を進めなくてはならなかった(この事件の全貌は、越常右衛門の著述「崔李潜商事」『分類紀事大綱』付録第二所収、国立国会図書館所蔵による。——田代和生、1994年参照)。

こうした感情のシコリを持つ越常右衛門であっただけに、臆見によると享保17年に芳州の推薦で韓語司の惣下知に任命されたが、享保12年から五年経過したとはいえ芳州との確執は完全に取り除かれてはいなかったと思われる。それゆえ

に、任命されたその日の辞任劇となったのではないだろうか。その結果、越常右衛門の固辞によって空いたポストに、芳州自身が就任しなくてはならず、初代惣下知を拝命することとなったと推定される。第二代の惣下知は越常右衛門(享保14年3月6日就任)、第三代の惣下知は松本源右衛門(享保15年8月5日就任)であった(『類聚書拔』所収「通詞御宛行増減一」、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵「宗家文書」)。越常右衛門が惣下知に就任した時、雨森芳州は「裁判役」として釜山倭館に滞在中であり、芳州不在中の惣下知拝命であった。ちなみに芳州の釜山滞在は、享保14年3月22日に渡海し、享保15年8月まで続いた。芳州帰国直前に、越常右衛門は第二代惣下知を辞任している。これこそ越常右衛門の真意であった。

(註6) 『類聚書拔』(長崎県立対馬歴史資料館所蔵)によると、仁位文吉の父親は朝鮮語通詞の仁位善六。その善六が「朝鮮御買米未収」問題で享保2年(1717)に釜山倭館滞在中に急死したために、「老母と妻子」が後に残されたが、仲間だった通詞たちの嘆願書が藩に届けられ、文吉は異例にも「養育米式人扶持」を支給されることとなった。それは朝鮮語通詞であった父善吉の後継者文吉に対する、養育費兼学費でもあった。

[資料33] 「享保二年十一月五日 仁位善六 倅 文吉 右父善六儀、朝鮮御買米未収為取立役被差渡置候処、□□□滞留難儀仕候付、交替之願申□□□□□□□□□□、善六儀於和館不慮ニ因果候。依之善六老母并妻子共に至迄甚難儀仕候。〜〜右の功をは倅文吉御取立下候ハ、通詞共差寄朝鮮言葉をも稽古為仕、幾々御用ニ相立候様ニ仕度旨通詞願出候」(『類聚書拔』巻九、「通詞宛行増減一」享保五年十一月五日の条)

享保6年(1722)9月になると、藩は文吉に、

[資料34] 「享保六年九月五日
白米三人扶持
黄連拾五斤(毎年御免)
反物拾五斤(但黄連代) 通詞稽古 仁位文吉 式人扶持(但養育扶持を直ニ留守へ被成下)
右は養育扶持被成下、御国ニ而稽古仕候所、朝鮮言葉得方ニ有之、諺文等も如形覚候付、地用船へ差渡相応の御扶助被成下、稽古被仰付候ハ、往々御用ニ可相立旨、通詞小田四郎兵衛・小松原権右衛門より以書付申出候。」(『類聚書拔』第九、「通詞宛行増減一」享保六年九月五日の条)

を支給した。こうした厚遇は、彼の不運な運命を救済するためでもあっただろうが、それ以上に、

[資料35] 「稽古仕候所、朝鮮言葉得方ニ有之、諺文等も如形覚候付、朝鮮へ差渡後、相応の御扶助被成下小田三清小松原権右衛門より以書付申出候」(『類聚書拔』第九、「通詞宛行増減一」享保五年十一月五日の条)

とあるように、文吉の語学的才能は群を抜くものであったらしい。

享保14年5月9日付けの、家老杉村采女から芳州宛の書簡を見ると、

[資料36] 「一筆令啓達候、此度通詞役之内より金子儀平次・津和崎徳右衛門別代官被仰付候。依之通詞役代り之義早速当用相達候而指支候故各申談候処、仁位文吉儀罪科之訳も数年被経候事と申」(『裁判記録』第四、泉-49頁)

とあり、仁位文吉がなんらかの事件に巻き込まれていたとあ

る。その事件とは、享保9年の潜商事件であった（『類聚書抜』第九、「通詞宛行増減」享保九年五月九日の条。田代和生、1991年、73～74頁参照）。しかしながら仁位文吉の語学的才能を惜しむ者たちの手で、彼は見事に復権するばかりでなく、韓語司が創設されるや、「詞師匠」に任命されたのであった。

ところで詞師匠の仁位は、その後、

[資料37]「 享保十二年八月廿三日
白米壹俵宛毎月
二季二百疋ツツ 仁位文吉」
（『類聚書抜』第九、「通詞宛行増減一」享保十二年八月廿三日の条）

の待遇へと上がり、また享保15年10月9日になると、

[資料38]「毎月三人扶持
黄連三拾斤 仁位文吉」
（『類聚書抜』第九、「通詞宛行増減一」享保拾五年十月九日の条）

が支給された。とにかく何らかの事件に連座して、前科のある身の上であったが、仁位文吉は親譲りの語学的才能に加えて、彼の長年の精進もあっただろうが、周囲の通詞たちの暖かい援助の中で、釜山倭館にも渡って朝鮮語の勉強が続けることが出来、その語学力のすばらしさは衆目的一致するところであったようである。

(註7) なお、滋賀県芳州書院所蔵写本『宗家事件並朝鮮向尋返答書』には、

[資料39]「朝鮮語通弁役ハ、雨森芳州元禄年八部を著述し、対馬町人を仕立朝鮮江差渡候事、従是通弁役ハ、一体ニ雨森家より代々差配致候事に候」

とあり、具体的な書名は明示されていないものの、芳州が著述した朝鮮語通詞養成のための朝鮮語教材には「八部」あったと伝えられていたようである（『芳州履歴』参照のこと）。

(註8) これは朝鮮語初学者に対する教訓を伝える場所での体験談であるが、芳州三十五歳の時（元禄15年=1702）、初めて釜山倭館に渡海した。彼のコミュニケーション能力は全く不足していたので、「御用可難弁候と心付候付」であった。対馬に帰島したのち、すぐさまに朝鮮語通詞から入門朝鮮語（「下稽古」）を学び始めたという。当時の藩内での有名な朝鮮語通詞は、加勢伝五郎か小田四郎兵衛であったので、彼らあたりから教えを受けたに違いない。しかしながら後述するように、もし加瀬伝五郎に教えを乞うたならば、彼は流暢に朝鮮語を操るものの、ハングルを解さない大通詞であったので、芳州が教わった入門朝鮮語がいかなるカリキュラムであったか知りたところであるが、皆目見当つかないままである。

参考文献

- 泉澄一『雨森芳州全集（三）……芳州外交関係資料・書簡集』関西大学出版部、1984年
- 伊東尾四郎「雨森芳州遺事」『歴史地理』第16巻第5号、日本歴史地理学会、1910年、28～32頁
- 上野日出刀「雨森芳州」『木下順庵・雨森芳州』（叢書・日本の思想家⑦）明德出版社、1991年、115～257頁
- 大曲美太郎「釜山に於ける日本の朝鮮語学所と『交隣須知』」『ドルメン』1935年3月号
- 大曲美太郎「釜山港日本居留地に於ける朝鮮語教育」『青丘学叢』第24号、1936年、146～163頁
- 上垣外憲一『雨森芳州』中央新書、1989年
- 関西大学「日中文化交流班」歴史班「雨森芳州文庫目録稿」『関西大学東西学術研究所紀要』第10号、1977年、45～69頁
- 小倉進平「釜山に於ける日本の語学所」『歴史地理』第63巻第2号、1934年
- 田川孝三「対馬通詞小田幾五郎と其の著書」『書物同好会冊子』第11号、1940年、1～12頁（『書物同好会会報付冊子』龍溪書舎、1978年に復刻・再録）
- 田代和生「対馬藩の朝鮮語通詞」『史学』60-4、1991年、59～90頁
- 田代和生「渡海訳官使の密貿易——対馬藩『潜商議論』の背景」『朝鮮学報』第150輯、1994年、29～84頁
- 中村栄孝『日鮮関係史の研究』（下）吉川弘文館、1969年
- 松原孝俊・趙眞瑋「雨森芳州と対馬藩「韓語司」設立経緯をめぐって」『日本研究』第12輯、韓国・中央大学校日本研究所、1997年2月刊行予定——A
- 松原孝俊・趙眞瑋「雨森芳州と対馬藩「韓語司」での教育評価について」『言語科学』第32号、九州大学言語文化部、1997年3月刊行予定——B
- 松原孝俊・趙眞瑋「厳原語学所と釜山草梁語学所の設立と廃止をめぐって」『言文論究』第8号、九州大学言語文化部、1997年3月刊行予定——C
- 三宅英利『近世日朝関係史の研究』文献出版、1976年
- 森銃三「雨森芳州のことも」『書物同好会報』第8号、1940年7月号、1～7頁
- 森山恒雄「対馬藩」『長崎県史』藩政編、長崎県、1973年
- 安田章『全一道人』京都大学国文学会、1964年、3～17頁
- 米谷均「対馬藩の朝鮮語通詞と雨森芳州」『海事史研究』48、1991年
- 森山恒雄「不安定な享保期の藩政」『長崎県史』藩政編「対馬藩」、第5章「藩財政の危機と再建政策」・第1節、1973年、1020～1056頁